

議案第 38 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 7 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和 35 年板橋区条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「含む。）」の次に「又は職員の死亡の当時において、パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）であつた者」を加える。

第 13 条第 8 項第 2 号中「含む。）」を「含む。第 5 号において同じ。）又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、同項第 5 号中「同条第 2 項」を「その者及びその者により生計を維持されている同居の親族又はパートナーシップ関係の相手方の移転に通常要する費用を考慮した同条第 2 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

（提案理由）

東京都パートナーシップ宣誓制度の趣旨を踏まえ、職員が死亡した場合に退職手当を支給する遺族の範囲に係る規定等を改める必要がある。